

令和8年度 福井県准看護師試験実施要綱

1 試験期日

令和9年2月16日（火） 午後1時30分～午後4時00分まで

2 試験場所

福井県国際交流会館 多目的ホール

福井県福井市宝永3丁目1-1 （TEL 0776-28-8800）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

福井県内に住所を有する者、または福井県内養成所を卒業もしくは卒業見込みの者で、次の（１）から（７）までのいずれかに該当する者でなければ受験することができません。

- （１）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において２年の看護に関する学科を修めた者（令和９年３月までに修業する見込みの者を含む。）
- （２）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和９年３月までに卒業する見込みの者を含む。）
- （３）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和９年３月までに修業する見込みの者を含む。）
- （４）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において３年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和９年３月までに修業する見込みの者を含む。）
- （５）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和９年３月までに卒業する見込みの者を含む。)
- （６）外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者で厚生労働大臣が（３）から（５）に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認めた者
- （７）外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者のうち、

(6) に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者

この場合において、福井県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法については、別に定めるところによります。

※県外居住者の受験については、福井県内の養成所を卒業または卒業見込みの者、もしくは資格取得後速やかに福井県内の医療機関等に就職することが内定している者のみとします。

5 受験手続

受験願書に次に掲げる書類等を添えて、次のように提出してください。

- ① 県内に住所を有する者は、当該住所を所管する健康福祉センターもしくは福井市保健所
- ② 県内の学校・養成所に在学する者は、学校・養成所を所管する健康福祉センターもしくは福井市保健所
- ③ 上記以外の者は福井県健康福祉部健康医療局地域医療課

なお、受験願書等は、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課において交付します。

- (1) 受験資格を有する旨を証明する書類(4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、学校の修業証明書・修業見込証明書または准看護師養成所・看護師養成所の卒業証明書・卒業見込証明書、4の(6)または(7)に該当する者は、これらに該当する旨を証明する書類) 1通

なお、修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、卒業後速やかに修業証明書または卒業証明書を提出してください。

- (2) 写真(出願前6か月以内に脱帽の上半身像を正面から撮影した写真で、大きさが縦6センチメートルおよび横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日および氏名を記載してください。) 1枚を写真台紙(受験願書)に貼り付け、撮影年月日、氏名および卒業養成所名を記載してください。

6 試験手数料

試験手数料 6,900円分 を下記いずれかの方法で納付してください。

- (1) 申請窓口(健康福祉センター)にてクレジットカード、電子マネー、スマホ決済によるキャッシュレス支払い

支払いを証明できる書類を受験願書に貼り付けてください。

※福井市保健所ではキャッシュレス支払いはできません。

- (2) コンビニエンスストアまたはクレジットカードによる納付

納付申込完了後に表示される申込番号(12桁)を受験願書の収入印紙貼付欄に記入してください。

※コンビニエンスストアまたはクレジットカードによる納付は、福井県ホームページの下記アドレスから行ってください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/tesuuryo.html>

なお、出願書類の提出後は、試験手数料の返還はしません。

7 受験願書の提出期間

令和9年1月4日（月）から令和9年1月8日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、受験願書を郵送する場合は必ず書留郵便で行い、令和9年1月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付します。

9 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月12日（金）午前10時にその受験番号を福井県庁1階の掲示板に掲示するとともに福井県健康福祉部健康医療局地域医療課のホームページに公開します。電話等による問い合わせには応じません。

10 合格証書の交付

試験合格者には、合格証書を交付します。ただし、学校、准看護師養成所または看護師養成所を令和9年3月までに卒業する見込みの者で、修業証明書または卒業証明書に代えて修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、同年3月31日（火）午後5時までに修業証明書または卒業証明書を提出した場合に限り、合格証書を交付します。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示を請求することができるほか、次の手続により口頭で開示を請求することもできます。

（1）開示の内容および請求手続

①口頭で開示を請求できる者

令和8年度准看護師試験受験者本人（代理人は不可）

②開示内容 個人の総合得点

③開示期間 合格発表日から1か月間

④開示場所および時間

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井県庁3階）

午前8時30分から午後5時15分まで

（合格発表日は午前10時から午後5時15分まで）

ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

⑤持参する物 受験票または本人が確認できるもの

12 その他

受験手続その他試験に関することは、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井市大手3丁目17-1 電話 0776-20-0345）または各健康福祉センター、福井市保健所あてお問い合わせください。